

I 建築物 ⑧ 駐車場(機械式駐車場を除く)

▶ 整備基準抜粋

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合においては、そのうち1以上に、車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。
- (2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。
 - ア 1の項(1)のウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。
 - イ 幅は、350センチメートル以上とすること。
 - ウ 車いす使用者用駐車施設である旨を表示する標識を高齢者、障害者等が見やすい位置に設けること。

▶ 目標となる基準抜粋

- (1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合においては、車いす使用者用駐車施設の数、駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。
- (2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。
 - ア 車いす使用者用駐車施設は、利用居室に至る経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。
 - イ 別表第3の第1の6の項(2)のイ及びウに定める構造とすること。

▶ 解説

ア 配置

- ・ 公共的施設の出入口までの経路ができる限り短くなる位置に設ける。

イ 設置数

- ・ 整備基準においては、不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合、1以上の車いす使用者用駐車施設を設ける。

車いす使用者用駐車施設

車いすを使用している者が円滑に利用できるように配慮された構造及び内容とするために「車いす使用者用駐車施設」としているが、車いす使用者だけでなく、身体の機能上の制限を受ける高齢者・障害者等であれば利用できるものである。

- ・ 目標となる基準においては、多数の者が利用する駐車場を設ける場合、駐車台数に応じた数値以上を確保する。

ウ 寸法

- ・ 車いす使用者用駐車施設は、自動車を乗り降りするためにはドアを全開にする必要のある車いす使用者の利用を想定し、幅を350cm以上とする。

エ 表示

- ・ 高齢者、障害者等が利用する車いす使用者用駐車施設である旨のわかりやすい表示を、高齢者、障害者等が見やすい位置に設ける。
- ・ 車いす使用者用駐車施設には、標識や表面への国際シンボルマークの塗装等、見やすい方法で車いす使用者用駐車施設である旨を明示した表示をする。

▶ 配慮事項

ア 配置

- ・ 車いす使用者駐車施設に準じて、上・下肢障害者や妊婦，けが人，乳幼児連れの利用者等に対する通常の広さの駐車スペースを，車いす使用者用駐車施設に近い位置に確保することが望ましい。
- ・ 車いす使用者用駐車施設を設ける場合は，建築物側に設ける等，車路を横断しないで済むようにする等，安全の確保について工夫することが望ましい。
- ・ 屋内駐車場の場合，車いす使用者用駐車施設は，エレベーターホールの入口付近に設ける。また，車いす使用者用駐車施設の他に，安全に乗降できるように，車寄せを設けることが望ましい。

イ 寸法

- ・ 車いす使用者の乗降用スペースは左右両方に設けることがより望ましい。この場合，車いす使用者用駐車施設を隣接して複数設けると左右どちらでも乗降できるようになる。

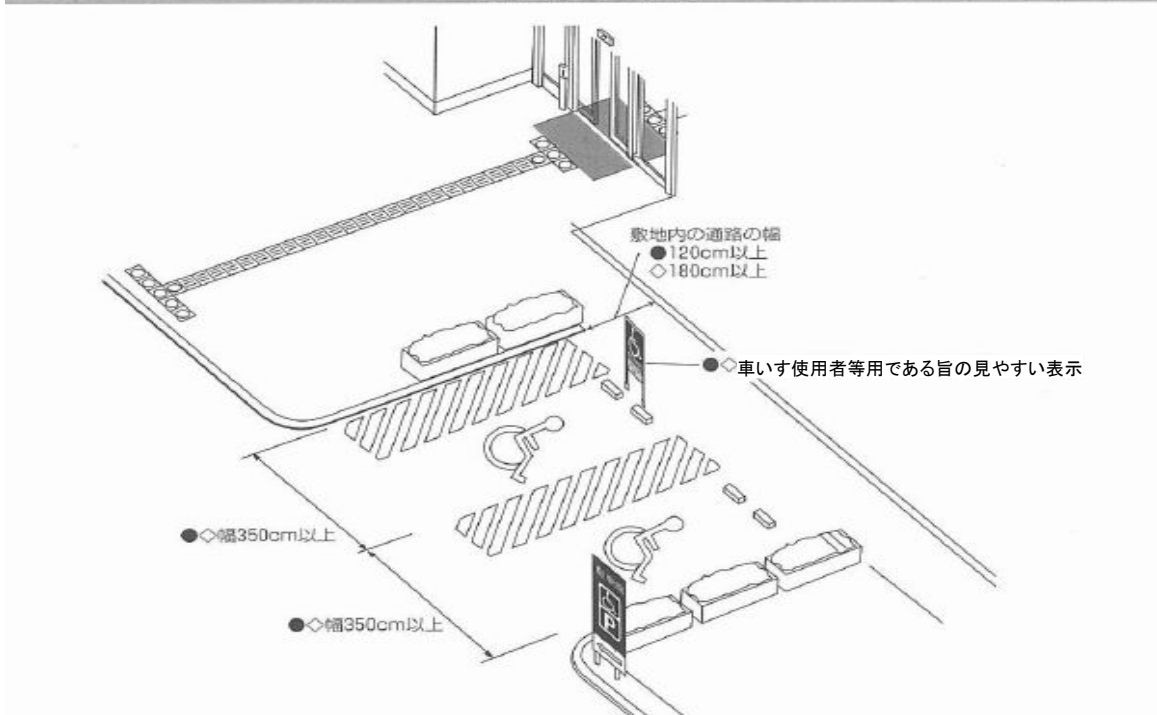
ウ 設備・備品等

- ・ 車いす使用者用駐車施設の床は水平とし，雨に濡れても滑りにくい仕上げとする。
- ・ 車いす使用者が自動車を利用する場合，屋根または庇が無いと雨天時の乗降に困難が生じる。少なくとも自動車・車いすの間の乗降や車いすによる乗降を想定しているスペースの上には，屋根又は庇を設けることが望ましい。
- ・ 発券所等を設ける場合は，曲がり角や勾配のある場所に設けないよう計画する等，安全な利用に配慮することが望ましい。
- ・ 発券機や精算機等は，手や指の不自由な人も使えるように位置等に配慮する。また，運転席のみでなく助手席からも利用できるように配慮する。

エ 表示

- ・ 車いす使用者用駐車施設の乗降用スペース表面は，斜線で塗装表示することが望ましい。
- ・ 駐車場の進入口には，車いす使用者用駐車施設が設置されていることが分かるよう表示する。
- ・ 駐車場の進入口より車いす使用者用駐車施設まで，誘導用の表示をすることが望ましい。
- ・ 車いす使用者，上・下肢障害者，妊婦，けが人，及び乳幼児連れ利用者等も利用できる車いす使用者用駐車施設等に，障害のない人の自動車が駐車してしまうと，車いす使用者等の乗った自動車が駐車できないため，専用である旨の表示をする必要がある。

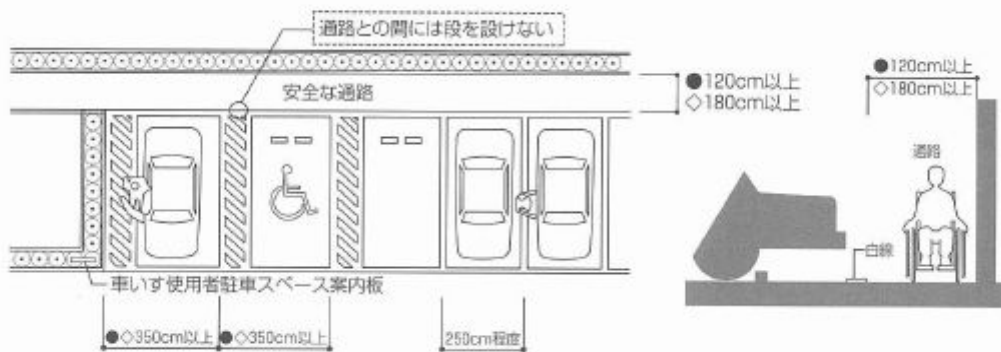
駐車場の整備例



車いす使用者用駐車施設の表示の例



駐車場案内標識の例



凡例 ●印：整備基準に定めるもの
 ◇印：目標となる基準に定めるもの
 無印：整備基準、目標となる基準には示されていない標準寸法例、及び配慮事項